高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

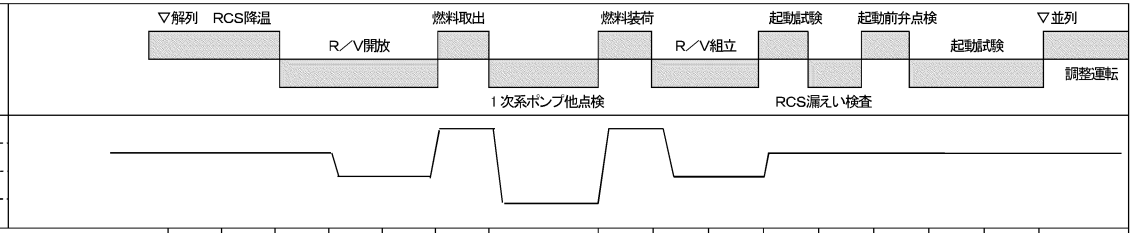

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			（表85－4－6の2において運転上の制限を定める） ・C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） （表85－4－6の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める）																
	第85条（表85－8－1の2） 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	(1) モード3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統（電動補助給水ポンプ2台で1系統（本表に限る））が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること） または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること。タービン動補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない。タービン動補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む） ・電動補助給水ポンプ：2台 ・タービン動補助給水ポンプ：1台 ・タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）：1台 ・蒸気発生器：3基 ・復水タンク （表85－14－2の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作） ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	△										△		△	△
	第85条（表85－9－1） 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること（現場手動含む） ・主蒸気逃がし弁：3個	・主蒸気逃がし弁	×	△										△		△	×
	第85条（表85－10－1の2） 水素濃度低減	モード3、4、5、6	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・静的触媒式水素再結合装置：5基 ・静的触媒式水素再結合装置温度監視装置：5個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置：12個	・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

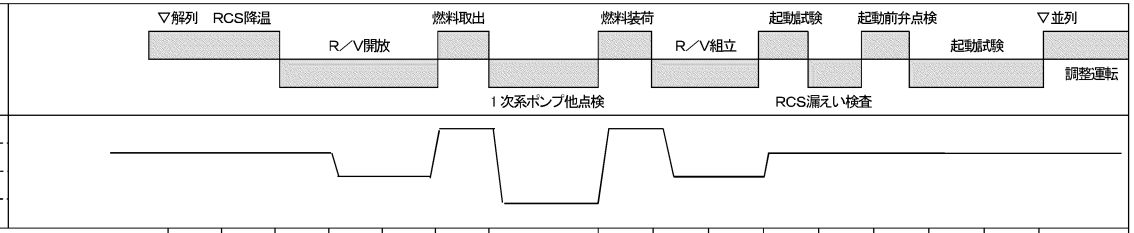

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置：12個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）															
	第85条（表85－10－2）の2 水素濃度監視	モード3、4、5、6	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統（1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプル冷却器1個、A湿分分離器1個）が動作可能 ・可搬型格納容器内水素濃度計測装置：1個 ・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ：1台 ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置：1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置：1個 ・Aガスサンプル冷却器：1個 ・A湿分分離器：1個 ・大容量ポンプ （表85－7－2の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 ・Aガスサンプリング圧縮装置 ・Aガスサンプル冷却器 ・A湿分分離器 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－11－1の2） 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3、4、5、6	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能（ファンが手動起動（系統構成含む）できること） (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能 ・A アニュラス空気浄化ファン：1台 ・A アニュラス空気浄化フィルタユニット：1基 ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）：2本 （1セット2本（アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用） ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－12－1の2）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統動作可能	・送水車 ・燃料油貯油そう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

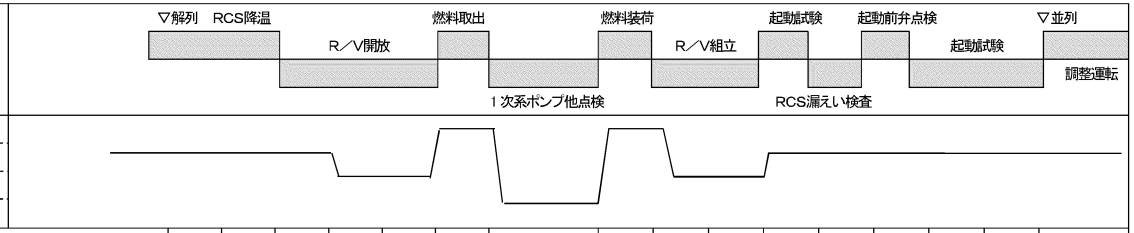

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	海水から使用済燃料ピットへの注水		・送水車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・タンクローリー																
	第85条（表85－12－2の2） 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統（1系統とは屋外に配備する送水車1台）が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統（1系統とは屋内に配備するスプレイヘッダ4個（1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む））が動作可能 ・スプレイヘッダ：4個 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・送水車 ・スプレイヘッダ ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－12－3） 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	（使用済燃料ピットの監視） ・使用済燃料ピット水位（広域）：2個 （動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない） ・使用済燃料ピット温度（AM用）：2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置（1セット1個）を含む）：2個 ・可搬型使用済燃料ピット水位：2個 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ：2個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・使用済燃料ピット監視計装 ・使用済燃料ピット水位（広域） ・使用済燃料ピット温度（AM用） ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む） ・可搬型使用済燃料ピット水位 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－13－1の2） 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統（1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台）が動作可能 ・大容量ポンプ（放水砲用）：3台 （2台接続で3号炉と4号炉両方同時に放水できる容量を有するもの。3号炉及び4号炉合計所要数） ・放水砲：3個（3号炉及び4号炉合計所要数） ・泡混合器：1台（3号炉及び4号炉合計所要数） ・燃料油貯油そう	・大容量ポンプ（放水砲用） ・放水砲 ・泡混合器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

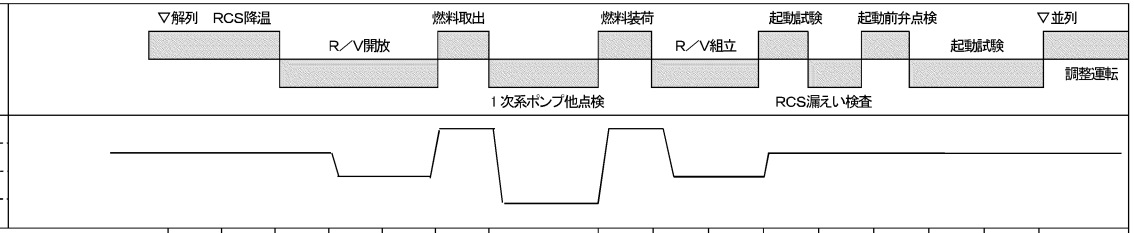

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			（表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																
	第85条（表85－13－2） 海洋への拡散抑制	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数が使用可能 ・シルトフェンス：2組（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数） 取水路側： 高さ約8m/幅約12m（幅約12m/本を2本で1組として2組4本） 放水口側： 高さ約 13m/幅約 80m（幅約 20m/本を4本を接続した状態で1組として2組） 高さ約6.5m/幅約 70m（幅約 20m/本を3本、幅約 10m/本を1本を接続した状態で1組として2組） 高さ約 10.5m/幅約 10m（幅約 10m/本を1本で1組として2組） 高さ約 10.5m/幅約3.5m（幅約3.5m/本を6本で1組として2組） 高さ約 2m/幅約5m（幅約 5m/本を1本で1組として2組）	・シルトフェンス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－14－1の2） 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3、4、5、6	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統動作可能 ・送水車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－14－2の2） 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3、4、5、6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 (1) 復水タンク（有効水量）：646m^{3}以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ：1台	・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－14－3）の2 燃料取替用水タンク	モード3、4、5、6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク： (1) ほう素濃度：2800ppm 以上 (2) ほう酸水量（有効水量）：1600m^{3}以上 （原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう）	・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	△				△	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－15－1の2） 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統（1系統とは、モード3、4、5、6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台）動作可能 ・空冷式非常用発電装置：2台（使用済燃料ピットに燃料体を貯	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

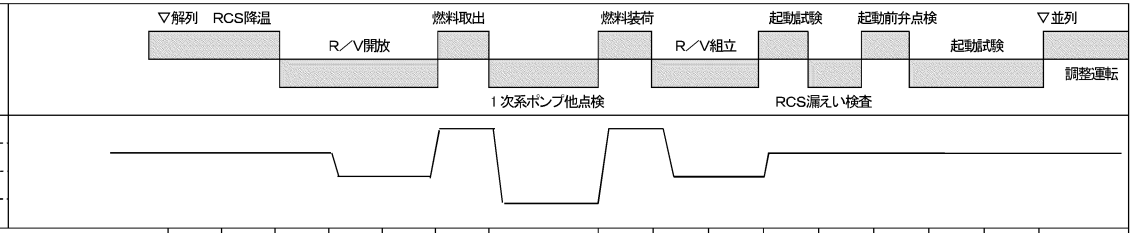

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																
	第85条（表85－15－2の2） 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（１系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数）が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（１系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数）が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）：1組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）：1組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・ディーゼル発電機（他号炉）：2基 ・燃料油貯油そう（他号炉）：466m^3 b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）：1組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）：1組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・ディーゼル発電機（他号炉）：1基 ・燃料油貯油そう（他号炉）：226m^3 （「他号炉」とは4号炉をいう）	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉） ・燃料油貯油そう（他号炉）	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×
	第85条（表85－15－3の2） 電源車からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－15－4の2） 蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（3系統目）からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）による電源系および蓄電池（3系統目）動作可能 ・蓄電池（安全防護系用）：1組 ・蓄電池（3系統目）：1組	・蓄電池（安全防護系用） ・蓄電池（3系統目）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

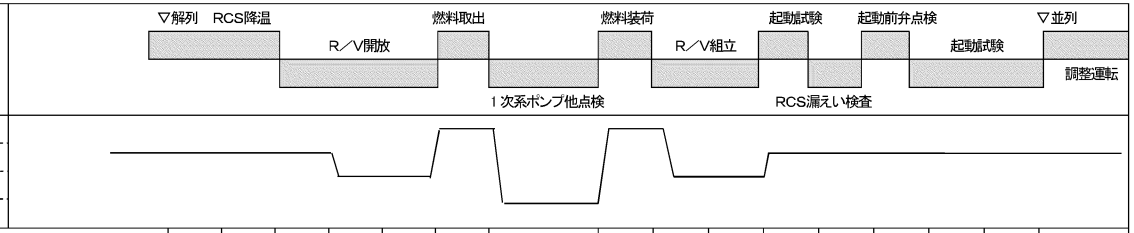

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条（表85－15－5の2） 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統（1系統とは、可搬式整流器1個）動作可能 ・可搬式整流器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・ディーゼル発電機（他号炉） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう（他号炉） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・電源車 （表85－15－3の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉） ・燃料油貯油そう（他号炉） ・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－15－6の2） 代替所内電気設備からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替所内電源設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤：1個 ・代替所内電気設備変圧器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・可搬式整流器 （表85－15－5の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯油そう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－15－7の2） 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯油そうの油量（4基分）：466m^{3}以上 (2) タンクローリー：3台が使用可能 （重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機 1 台を含む、3号炉および4号炉合計所要数）	・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　起動試験　RCS漏えい検査　起動前弁点検　起動試験　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 / RCS 満水 / ミッドループ / RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			主要パラメータ	代替パラメータ																	
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器内の温度）	・1次冷却材高温側温度(広域)1CH	①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・1次冷却材低温側温度(広域)1CH	①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
			・[炉心出口温度]1CH	①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器の圧力）	・1次冷却材圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ③1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・[加圧器圧力]1CH	①1次冷却材圧力1CH																	
	第85条（表85－16－1の2） 計装設備 ・プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[　]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器内の水位）	・加圧器水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②原子炉水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・原子炉水位1CH	①加圧器水位1CH																	
		モード5、6 （原子炉圧力容器内の水位）	・[1次冷却系統水位]1CH	①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備			×	×	×	×		×	×	×	×		×			
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器への注水量）	・高圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・高圧制御安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・余熱除去流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・個別代替低圧注入ポンプ出口流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ④格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・[充てん水流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH																	
			・[蓄圧タンク圧力]1CH	①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　起動試験　RCS漏えい検査　起動前弁点検　起動試験　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・[蓄圧タンク広域水位]1CH	①1次冷却材圧力1CH																
				①1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
			・[消火水注入流量積算]1CH	①余熱除去流量1CH																
				②加圧器水位1CH																
				③原子炉水位1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器への注水量）	格納容器スプレイ流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・高圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・高圧補助安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・余熱除去流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[充てん水流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[格納容器スプレイ流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[消火水注入流量積算]1CH	①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の温度）	・格納容器内温度1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器広域圧力1CH																
				③格納容器広域圧力(AM用)1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の圧力）	・格納容器広域圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器内温度1CH																
			・格納容器広域圧力(AM用)1CH	①格納容器内温度1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水位）	・格納容器再循環サンプ広域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器再循環サンプ狭域水位1CH																
				③原子炉下部キャビティ水位1CH																
				③原子炉格納容器水位1CH																
				④燃料取替用水タンク水位1CH																
				④復水タンク水位1CH																
				④格納容器スプレイ流量積算1CH																

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

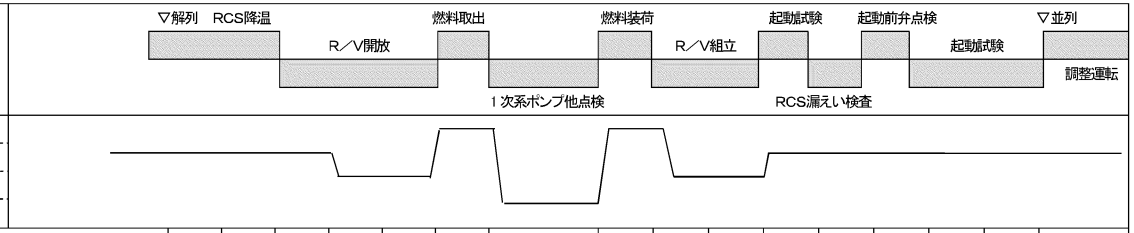

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・格納容器再循環サンプ狭域水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ・原子炉下部キャビティ水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ②復水タンク水位1CH ②格納容器スプレイ流量積算1CH ②恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・原子炉格納容器水位1CH　①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ①格納容器スプレイ流量積算1CH ①恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH															
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水素濃度）	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH　①主要パラメータの予備1CH ②静的触媒式水素再結合装置温度監視装置1CH ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （アニュラス内の水素濃度）	・[アニュラス水素濃度]1CH　①可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①アニュラス水素濃度推定用可燃性ガス量率1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の放射線量率）	・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ・[格納容器じんあいモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器ガスモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器内エアロック区域エリアモニタ]1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[原子炉建屋エリアモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （未臨界の維持または監視）	・[中間領域線量率]1CH　①中間領域中性子束1CH ・[中性子源領域線量率]1CH　①中性子源領域中性子束1CH （P-6 以上において中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。）	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （最終ヒートシンクの確保）	・格納容器広域圧力1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器広域圧力(AM用)1CH ③格納容器内温度1CH ・原子炉補機冷却水サージタンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)1CH ・[原子炉補機冷却水サージタンク圧力]1CH　①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力1CH ・[格納容器再循環ユニット出口冷却水流量]1CH ①格納容器内温度1CH ①格納容器広域圧力1CH ・格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×